

## 平成29年度研修部・総合研修所事業計画

### 研修制度の概要

司法書士制度発展のため、会員個々の法律家としての資質、執務能力の向上を図ることにより、国民の権利保護に広く寄与し、社会全体からの信頼を高めることを目的として研修事業を行う。

国民の多様な法的ニーズに応えるべく、法令及び実務に精通し、高い倫理観を持った司法書士像を確立するため、具体的には次のような研修事業計画を推進していく。

1. 登記業務に関する研修
2. 裁判実務の習得を目的とする研修
3. 簡裁訴訟代理等関係業務に関する研修
4. 商事・企業法務に係る専門職能に関する研修
5. 成年後見業務に関する実務家としての倫理、資質向上を図るための研修
6. 民事保全・執行手続に関する研修
7. 家事事件・少年事件に関する研修
8. 法律家としての職業倫理に関する研修
9. 新設、改正された法令の習得に関する研修
10. 国民への法的サービスを提供するための研修
11. その他会員の倫理、資質及び執務能力の向上を図る研修

また、昨年度から引き続き、年間研修スケジュールの見直し、スクール型研修の科目選択制導入の検討、及び支部ブロックセミナー、支部セミナーとの連携強化によって、会員にとって受講しやすい研修環境の整備を目指す。さらには、日司連会員研修規則第4条第2項に基づく単位取得の重要性を、個々の会員の意識の中に醸成させるべく新たな政策を検討する。

新人研修については、本会への帰属意識や司法書士制度への高度な理解を備えた次世代の人材育成の場と位置付け、また司法書士制度の更なる発展のため、日司連及び関東ブロック主催の各新人研修と連携し、社会の期待に十分応え得る、実務能力、倫理観を備えた司法書士の養成を目指す。

日司連が実施する司法書士特別研修については、関東ブロックと連携・共働し、簡易裁判所における司法書士代理による訴訟、調停の普及に資する人材を養成するため、研修全体の質的向上、研修内容の充実を図る。